

平成30年度 安全衛生関係各種講習会実施計画表

講習の日時・内容は各実施機関にお問い合わせください。

実施月の 鳥、米、倉、境、湯、はそれぞれ鳥取市内、米子市内、倉吉市内、境港市内、湯梨浜町内で実施することを示す。

鳥取労働局 http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

Table with columns for training type (e.g., 技能講習, 受検準備講習), training content, and implementation dates (April to March). Includes various entries for crane operation, welding, and safety training.

お問い合わせやお申込みは下表の各実施機関まで、

Contact information table listing implementation organizations (e.g., 鳥取県建設労働災害防止協会), their addresses, phone numbers, and fax numbers.

平成30年度安全衛生関係免許'出張試験'のご案内

中国四国安全衛生技術センターの安全衛生免許'出張試験'が下記により行われます。

日時：平成30年10月20日(土)

場所：倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

免許種目：一、二級ボイラー-技士、ボイラー-整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

第一種・二種衛生管理者

受験手続：ボイラー関係は「ボ協」及び「日ボ検」、その他は「東協」、「協西」、「協中」で行います。

受付期間：窓口受付：平成30年9月3日(月)～9月5日(水)

(郵送受付は平成30年8月20日(月)～8月31日(金)必着で「ボ協」、「東協」へ)

平成30年度中国四国安全衛生技術センター及び近畿安全衛生技術センター

の免許試験案内は、ホームページでご確認ください。

安全衛生技術センターホームページhttp://www.exam.or.jp/

日ボ検：日本ボイラー協会山陰検査事務所(米子市明治町285-1 第8近直ビル5階)

TEL (0859)32-4865 FAX (0859)23-0543

「中国四国安全衛生技術センター」のホームページはこちら



この計画表は鳥取労働局のホームページに掲載しています。



労働安全衛生法に基づく資格及び講習等について

鳥取労働局

労働安全衛生法令に定められている、危険有害業務従事者、作業指揮者等、管理・監督者等への安全衛生教育は、労働災害防止対策の基本です。

<p>* 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任しなければならない業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ オルト-トルイジン、三酸化ニアンチモンの取扱業務。 オルト-トルイジンは平成30年1月1日から、三酸化ニアンチモンは平成30年6月1日からそれぞれ義務化・ ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーの取扱業務。 平成29年11月1日から義務化・ ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）の成形・加工・包装業務。 平成27年11月1日から義務化 <p>* 特別有機溶剤（次の～の物質）を取り扱う業務は、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。</p> <p>エチルベンゼン（塗装業務） 平成27年1月1日から義務化 1,2-ジクロロプロパン（洗浄・払拭業務） 平成26年10月1日から義務化</p> <p>クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン（有機溶剤業務）</p> <p>1 クロロホルムほか9物質を含有し、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%を超えるものについては平成26年11月1日から義務化</p> <p>2 クロロホルムほか9物質の単一成分が1%を超え、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下のものについては、平成27年11月1日から義務化</p> <p>* ロープ等に取り付けた昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（ロープ高所作業）を行う事業場の方へ</p> <p>ロープ高所作業に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が必要になります。 平成28年7月1日から義務化</p> <p>* 足場の組立等の作業を行う事業場の方へ</p> <p>足場の組立て、解体または変更の作業に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が必要です。 平成27年7月1日から義務化</p> <p>* 車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置）を取り扱う事業場の方へ</p> <p>伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置の運転業務に労働者を就かせるときは特別教育の実施が必要です。 平成26年12月1日から義務化</p>

1 就業制限に係る危険業務（主なもの）

労働安全衛生法第61条 「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」

労働安全衛生法第14条 「事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」

業務の内容の一例		業務に就くことができる者	備考
ボイラーの取扱	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱の業務	ボイラー技士免許又はボイラー取扱技能講習修了者	ボイラー取扱技能講習修了者は一定のボイラーについてのみ取扱することができる。
クレーンの運転	つり上げ荷重が5 t以上のクレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定免許を含む。)	床上操作式クレーン運転技能講習修了者は床上で運転し、かつ、運転する者が荷の移動とともに移動する方式のみ運転できる。
	床上操作式クレーン(運転者が荷の移動とともに移動する方式の運転)	クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定免許を含む。) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が5 t以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、つり上げ荷重が5 t未満の移動式クレーンのみ運転できる。
	つり上げ荷重が1 t以上5 t未満の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
ガス溶接等の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許、ガス溶接技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	
フォークリフトの運転	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務	フォークリフト運転技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	道路の走行運転は、道路交通法による免許が必要となる。
車両系建設機械の運転	機体重量が3 t以上の車両系建設機械の運転の業務	車両系建設機械運転技能講習修了者、建設業法施行令に基づく資格、その他	(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(基礎工事用)(解体用)
玉掛け作業	つり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの作業	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計に応じて ・ 特級ボイラー技士免許 ・ 1級、2級ボイラー技士免許 ・ ボイラー取扱技能講習修了者	
はい作業主任者	高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみが行うものを除く。)	はい作業主任者技能講習修了者	

2 特別教育を必要とする業務（主なもの）

労働安全衛生法第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

特別教育を必要とする業務の一例	機体重量3 t未満の車両系建設機械の運転の業務(表面では「小型車両系建設機械運転業務特別教育」と表示) 自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務(表面では「自由研削用といし取替業務従事者特別教育」と表示) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務(表面では「アーク溶接業務従事者特別教育」と表示) つり上げ荷重が5 t未満のクレーンの運転の業務(表面では「5 t未満クレーン運転業務特別教育」と表示) 屋内において粉じん作業に従事する者(表面では「特定粉じん作業従事者特別教育」と表示) 動力プレスの金型等の取付け、取外しまたは調整の業務(表面では「動力プレス機械の金型の取扱い業務特別教育」と表示)
-----------------	--

3 安全衛生教育体系に基づき実施要領が公表されている教育（主なもの）

教育対象	教育の名称等の一例	内 容	関係条文・通達
経営首脳者等	経営首脳者等 安全衛生セミナー	主として中小企業の経営首脳者に対する、安全衛生について理解を深めるために必要な知識等のセミナー	
管理・監督者等	安全管理者選任時研修	資格要件(法定)	安衛則第5条 H18.2.24 基発第0224004
	安全管理者等安全衛生業務従事者能力向上教育	安全管理者等労働災害防止のための業務に従事する者に対する、職務を遂行するために必要な知識等の教育(定期又は随時)(法定)	安衛法第19条の2 能力向上教育指針
	安全衛生推進者養成講習	労働者の危険又は健康障害の防止、安全衛生教育の実施など、事業場における安全衛生管理を遂行するために必要な知識等の教育	安衛則第12条の3 厚生労働省告示第134号(H21.3.30)
	職長等教育	一定の作業について、職長等に対する、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育(法定)	安衛法第60条 安衛則第40条
	作業指揮者等教育	貨物自動車など荷の積卸し作業を指揮する者等に対する、作業の指揮等を行うために必要な知識等の教育	H25.3.25 基発0325第1号
	定期自主検査者等教育	車両系建設機械の定期(特定)自主検査に従事する者に対する、定期自主検査を行うために必要な知識等の教育(能力向上教育)	H6.10.5 基発第620号 ほか

安衛法：労働安全衛生法

安衛則：労働安全衛生規則